

植物防疫の現状と課題

2024年1月



消費・安全局植物防疫課
農林水産省

植物防疫の現状と課題

I 植物防疫について

- 1 植物防疫制度の必要性と目的
- 2 植物防疫所の業務

II 国際防疫について

- 3 国際植物検疫の概要
- 4 輸出解禁協議の特徴と流れ・輸出促進に向けた植物検疫の取組
- 5 輸入検疫の課題（リスクに応じた検疫、諸外国からの解禁要請）
- 6 輸出入植物以外の病害虫の侵入経路への対応

III 国内防疫について

- 7 国内植物検疫の現状
- 8 総合防除の推進、発生予察事業
- 9 農薬等の空中散布・農業用ドローンの利活用拡大に向けた取組
- 10 マイナー作物対策

IV 植物防疫法改正について

- 1 1 植物防疫制度に関する現状・課題と改正内容

I 植物防疫について

1 植物防疫制度の必要性と目的

2 植物防疫所の業務

1－1. 植物防疫制度の必要性と目的

- 国内外を問わず、病害虫のまん延が深刻な農業被害をもたらし、国民生命に重大な影響を及ぼした事例が多数存在。食料の安定供給のためには、植物の移動を規制し、病害虫の侵入・まん延を防ぐ植物防疫制度を適切に運用することが重要
- 現在でも世界の食料のうち2～4割が病害虫の被害により喪失しているとされ、植物防疫の重要性は不变

海外における病害虫の被害例①

1860年頃、アメリカからブドウ苗がフランスに持ち込まれる



アブラムシの一種であるブドウフィロキセラが付着して持ち込まれ、10年程度で全土にまん延



ブドウ生産に壊滅的な被害

1872年、ドイツがブドウフィロキセラの侵入を防ぐため、ブドウ苗の輸入を禁止



世界初の植物検疫

海外における病害虫の被害例②

1845年、アイルランドにアメリカからジャガイモ疫病が侵入し、まん延



主食のジャガイモに壊滅的な被害が発生



ヨーロッパ最後の大飢饉が発生

〔
100万人以上が死亡
150万人が北米大陸へ移住
〕

国内における被害例

享保17（1732）年に気候不順による作物の生育不良に加えてウンカ類が大発生



防除する技術がなく水稻に甚大な被害

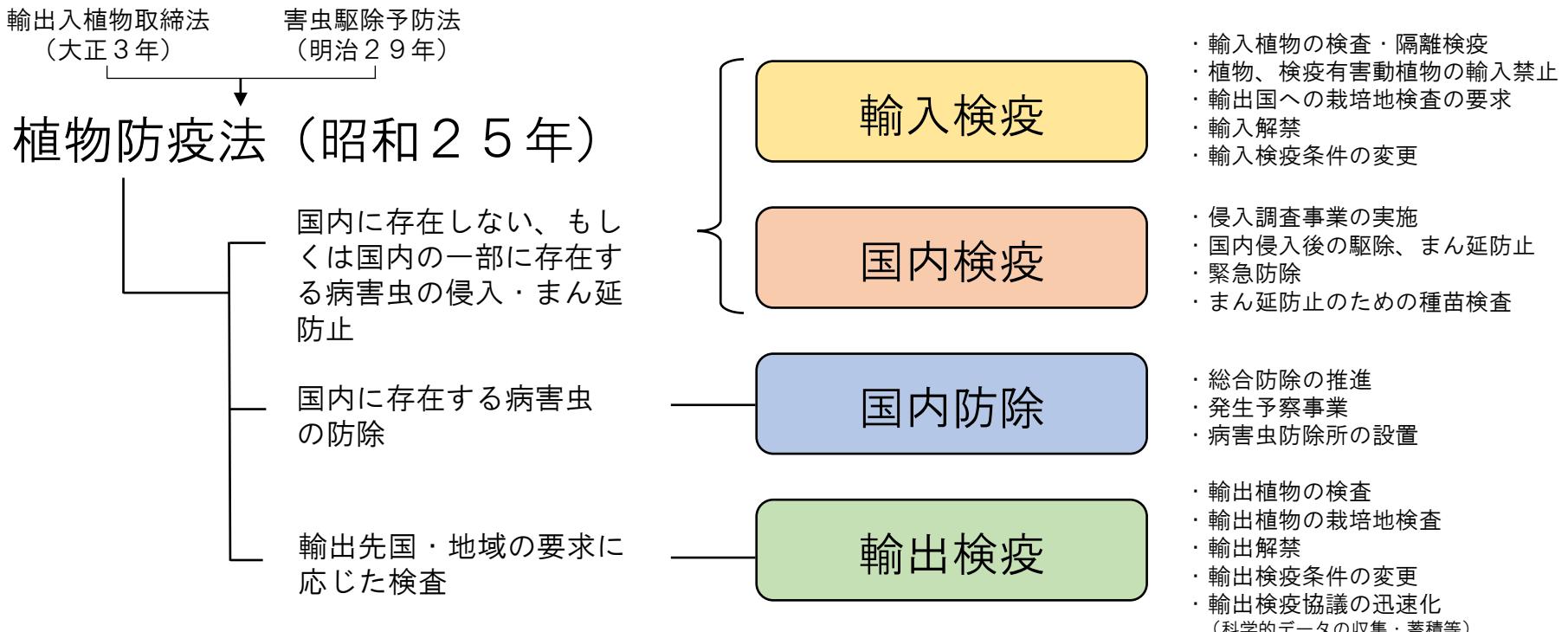


享保の飢饉

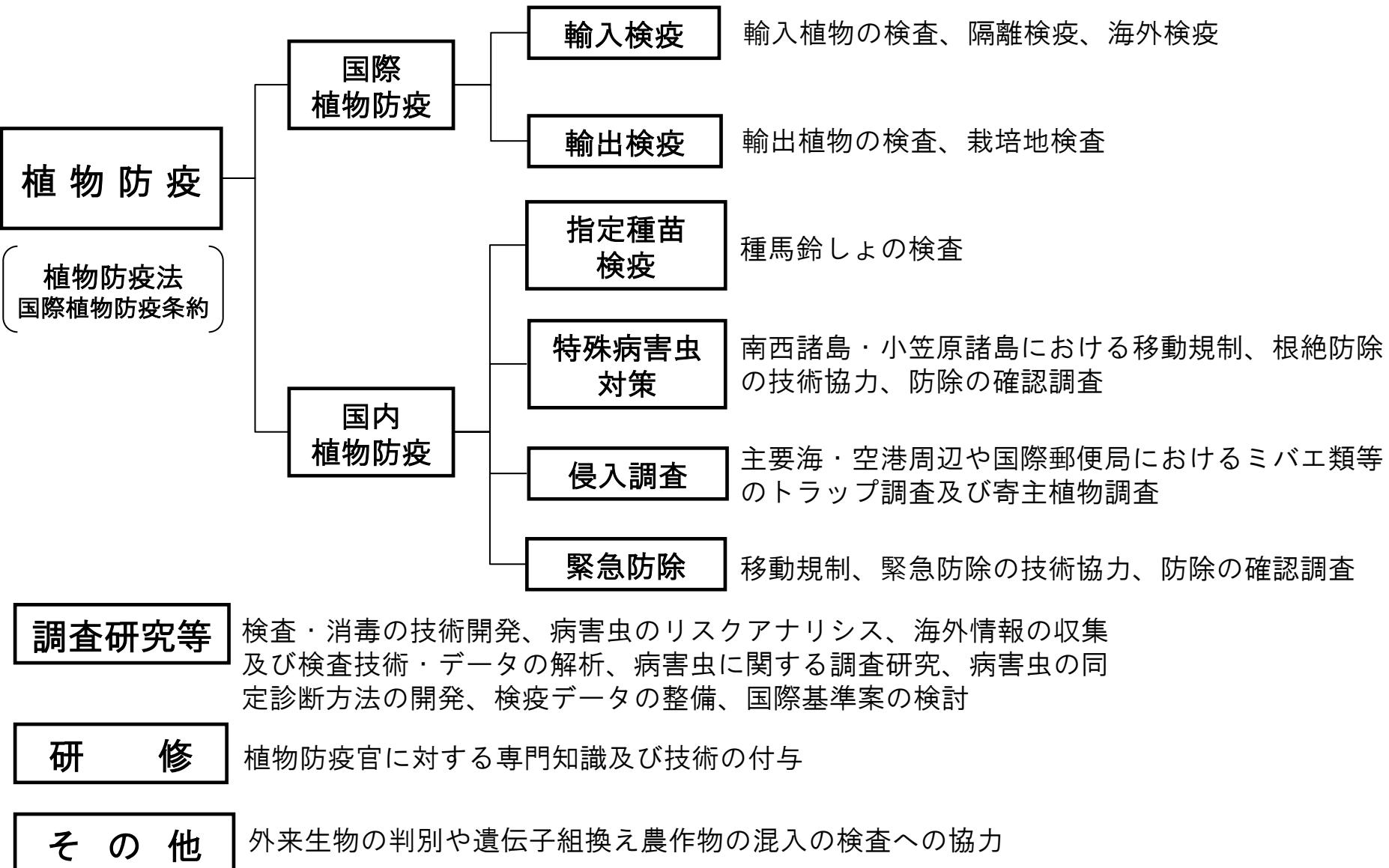
200万人以上が飢え、1万2千人が餓死

1 – 2. 植物防疫制度の必要性と目的

- 日本では、植物検疫に関する輸出入植物取締法（大正3年）と国内の病害虫防除に関する害虫駆除予防法（明治29年）を一本化し、昭和25年に植物防疫法を制定。
- 農業生産の安全及び助長を図ることを目的として、1) 国内には存在しない、もしくは国内の一部に存在する病害虫の侵入・まん延防止を図るために輸入・国内検疫、2) 国内に存在する病害虫の防除を図るために国内防除、3) 輸出先国・地域の要求に応じた検査を行う輸出検疫を実施
- この目的を達成するため、植物防疫所を設置して植物防疫官を置くとともに、各都道府県に病害虫防除所を設置



2. 植物防疫所の業務

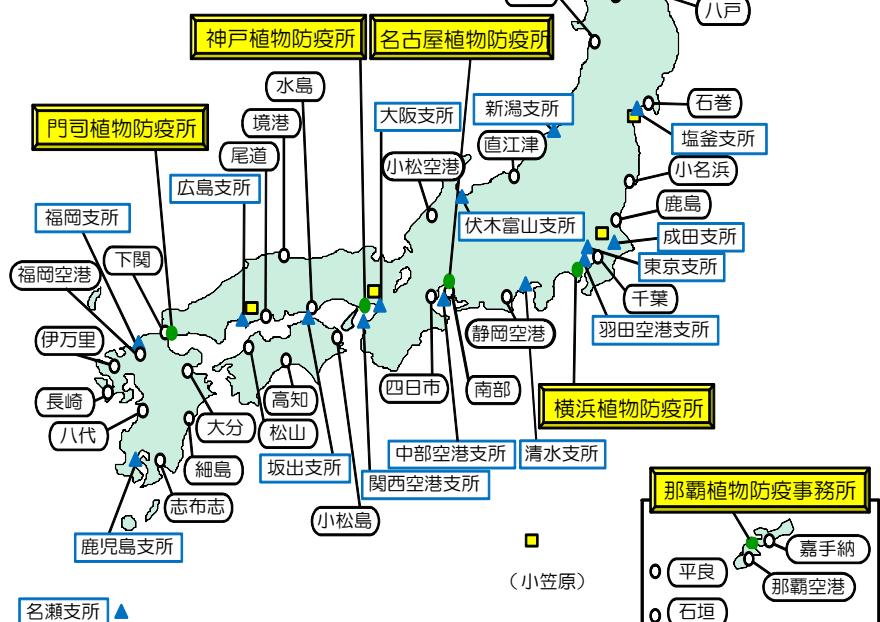


(参考) 植物防疫所の所在地

(2023年3月時点)

-  本所(5所)
 -  支所(16所)
 -  出張所(35所)
 -  駐在所(5所)

指定港:160箇所
(海港:114箇所、空港:46箇所)



【植物防疫官数の推移】

年度	2019	2020	2021	2022	2023
植物防疫官(人)	947	963	972	978	984

※ 人数は年度末時点の定員数

Ⅱ 国際防疫について

- 3 國際植物防疫の概要
- 4 輸出解禁協議の特徴と流れ・
輸出促進に向けた植物検疫の取組
- 5 輸入検疫の課題
(リスクに応じた検疫、諸外国からの解禁要請)
- 6 輸出入植物以外の病害虫の侵入経路への対応

3－1. 国際植物防疫の概要

- まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある「検疫有害動植物」が外国から侵入することを防ぐため、貨物、携帯品及び郵便物として輸入される植物や中古農業機械の輸入植物検疫を実施。
- 植物の輸出に際し、その植物が輸入先国の要求する条件に適合しているか輸出植物検疫を実施。

輸入植物検疫

海外から検疫有害動植物（※）が我が国に侵入し、まん延して農作物に深刻な被害を及ぼすことを防ぐために以下の措置を実施

- ・相手国による植物等の輸出前の検査
- ・輸入の禁止
- ・輸入される植物等の検査
- ・検査結果に基づく消毒・廃棄



※検疫有害動植物

まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動物又は有害植物であって、次のいずれかに該当するものとして指定。

- ・国内に存在しないもの
- ・既に国内の一部に存在しており、かつ、植物防疫法等の規定により駆除・まん延防止の措置がとられているもの

輸出植物検疫

日本から輸出される植物等に関し、輸出相手国が植物検疫証明書の添付を要求する場合、相手国が指定する病害虫の付着がないかを検査し、また要求に即した措置が実施されているかを確認のうえ、問題がない場合には証明書を発給



3－2. 植物検疫に関する国際ルール

- 衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定：Sanitary and Phytosanitary Measures）
WTO協定の一部として制定され、1995年1月に発効。
- 國際植物防疫条約（IPPC：International Plant Protection Convention）
1952年4月に発効し、我が国は発効時から加盟。2023年11月現在185の国と地域が加盟。
SPS協定上の国際基準である「植物検疫措置に関する国際基準」の策定及びその実施、途上国に対する技術協力等の活動を行う。

衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）

1 目的

検疫・衛生措置が、加盟国間の不当な差別、国際貿易に対する偽装された制限となることを防ぎ、関連の国際機関等が作成する国際基準等に基づき各國の検疫・衛生措置の調和を促進する

2 加盟国の主な義務

- ① 検疫措置は、必要な限度においてのみ適用すること
- ② 検疫措置は、科学的な原則に基づいてとること
- ③ 加盟国間及び国内外で不当な差別をしないこと
- ④ 関連の国際基準等がある場合は、それにに基づき措置を適用すること
- ⑤ リスク評価に基づいた検疫措置を適用すること

国際植物防疫条約（IPPC）

1 目的

病害虫のまん延及び侵入を防止し、病害虫の防除措置を促進するため、共通の有効な行動に確実を期す

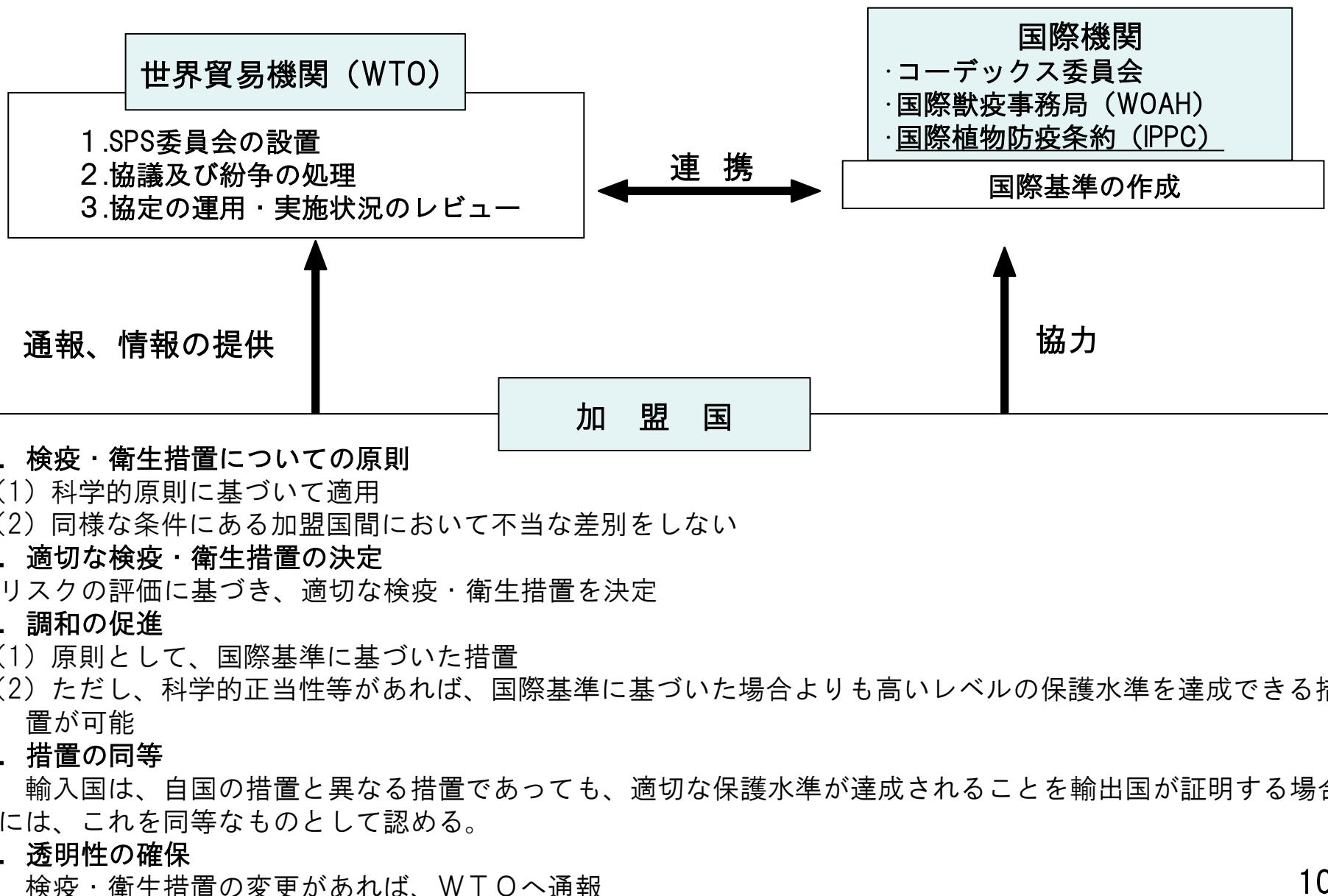
2 責任

条約に基づく義務を自国内において遂行する責任を負う

3 主な活動

植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）の策定及びその実施、途上国に対する技術協力加盟国間の情報共有及び紛争の解決 等

(参考) 國際基準との整合 (WTO・SPS協定) について



3－3. 植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM)

- IPPCは、1993年以降、「植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM : International Standards for Phytosanitary Measures)」を策定。
- これまでにISPMがNo.47まで採択。

策定されているISPMの例

- ISPM 1 國際貿易における植物の保護及び植物検疫措置の適用に関する植物検疫の原則
- ISPM 11 検疫有害動植物のための病害虫リスクアナリシス
- ISPM 12 植物検疫証明書
- ISPM 15 国際貿易における木材こん包材の規制
- ISPM 28 規制有害動植物に対する植物検疫処理
- ISPM 41 使用された車両、機械及び装置の国際移動
- ISPM 46 植物検疫措置のための品目基準

現在検討されているISPMの例

- ・ ISPM 4 「有害動植物無発生地域の設定のための要件」の改正
- ・ ISPM37付属書「ミバエの寄主ステータスに関する情報の評価基準」
- ・ ISPM46 付属書「マンゴウ生果実の国際移動」

国際植物防疫条約(IPPC)組織図

植物検疫措置に関する委員会

(CPM: Commission on Phytosanitary Measures)

- IPPCの総会。国際基準の採択等を行う
- IPPC加盟国は現在185の国と地域

CPM理事会

CPMに対し活動の方針、財政、運用・管理に関し助言

IPPC事務局

IPPCの組織の活動支援
(FAO内の1部門)

戦略

戦略計画部会 (SPG)

CPMに対し戦略的な助言を行う

基準策定

基準委員会(SC)

国際基準案の検討、CPMに国際基準案を提案

- **技術パネル (TP)**
各分野の国際基準案を作成
TPPT：植物検疫処理
TPDP：診断プロトコル
TPCS：品目基準
TPG：植物検疫用語
- **専門家作業部会 (EWG)**
トピック毎に設置し、特定のトピックの国際基準案を作成

基準実施

実施・能力開発委員会 (IC)

国際基準の実施支援、加盟国的能力向上等

地域

地域植物防疫機関 (RPPO)

- APPC : アジア
- CAHFSA : 中米
- CAN : アンデス
- COSAVE : 南米
- EPPO : 欧州
- IAPSC : 中央アフリカ
- NEPPPO : 中東
- NAPPO : 北米
- OIRSA : 中南米
- PPPO : 大洋州

※ : 当省職員がメンバー

(参考)我が国で開催したIPPC関連国際会議

これまでの開催実績

2009年1月 植物検疫処理に関する技術パネル（東京）
2010年7月 植物検疫処理に関する技術パネル（京都）
2012年12月 植物検疫処理に関する技術パネル（名古屋）
2013年7月 植物検疫処理に関する技術パネル（福岡）
2014年12月 ミカンコミバエ検疫処理専門家会議（沖縄）
2015年9月 植物検疫処理に関する技術パネル（福島）
2016年8月 植物検疫処理に関する技術パネル（東京）
2017年5月 能力開発委員会（東京）
2018年12月 ePhyto運営部会・ePhytoワークショップ（東京）
2019年10月 サーベイランス及び病害虫無発生地域に関する国際シンポジウム（静岡）
2023年1月 品目基準に関する技術パネル（東京）

直近の会合の概要

● 栽培地検査に関する専門家作業部会
日 程：2023年10月16～20日
場 所：東京
参加者：各国植物防疫機関専門家、IPPC事務局 計10名
内 容：ISPM23「検査の指針」の附属書
「栽培地検査」の国際基準案の作成



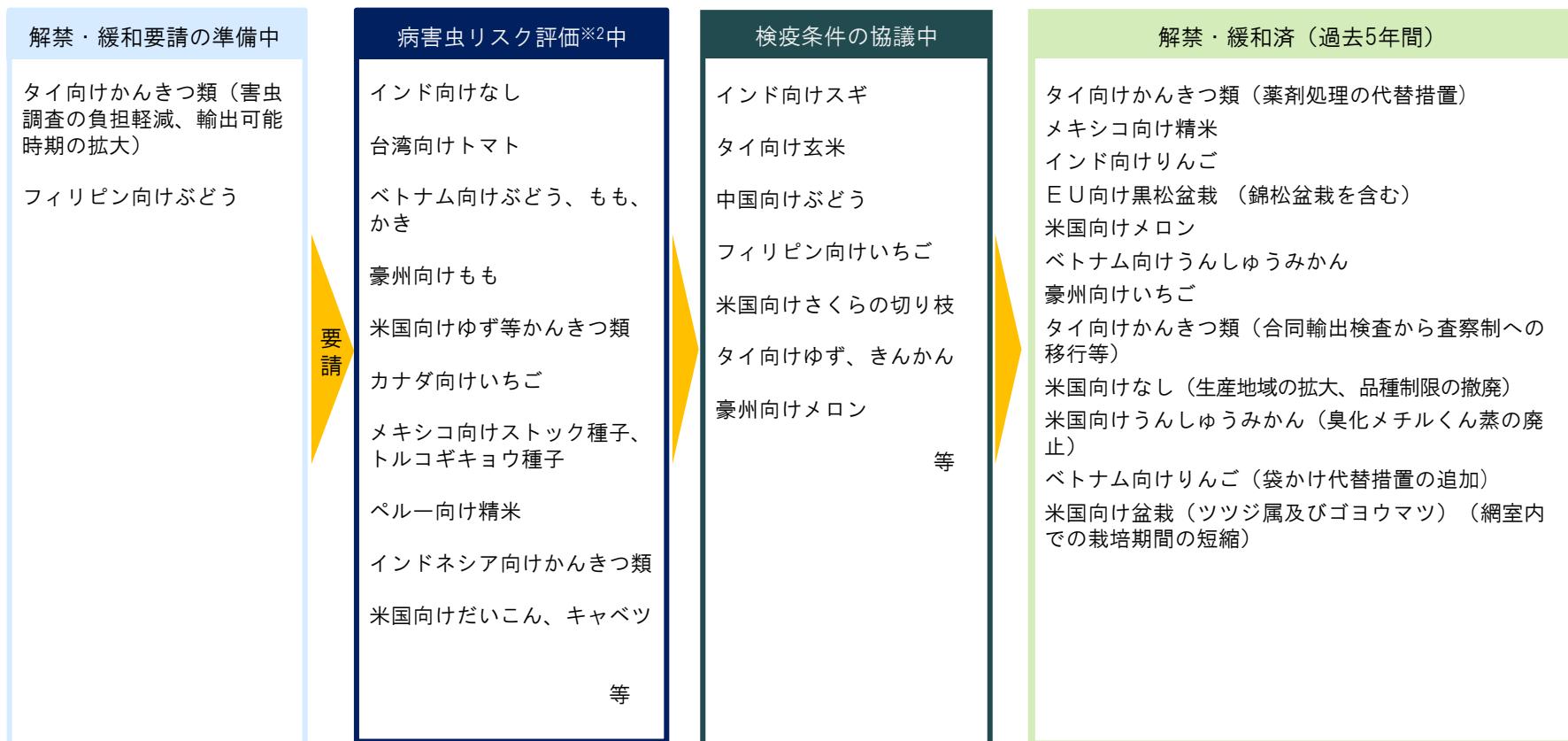
品目基準に関する技術パネル（2023年1月）



栽培地検査に関する専門家作業部会（2023年10月）

4-1. 植物検疫協議の状況

- ・輸出植物検疫に係る協議（解禁・緩和）は、現在、15か国・42件で実施中。過去5年間※1で、7か国・12件の解禁・緩和を達成。
- ・輸出先国・地域への解禁要請や協議に、引き続き関係省庁と連携して取り組む。



※1 2019年1月以降

※2 病害虫リスク評価とは、病害虫の侵入・定着・まん延の可能性やまん延した場合の経済的被害の程度を評価すること。

(参考) 我が国の輸出検疫協議の実績（過去5年間）

- ▶ 輸出検疫協議の進捗は、対象品目に付着する病害虫の種類、相手国植物検疫当局の体制・能力、検疫条件の内容、他の品目に係る協議の状況等に大きく左右される。

解禁・条件緩和の時期	品目	輸出先国・地域	実績：輸出解禁・条件緩和の別とその内容	解禁・条件緩和までに要した期間
2023年5月	かんきつ類	タイ	条件緩和（薬剤処理に代わる検疫措置として栽培地検査等を追加）	4年7か月
2023年3月	精米	メキシコ	輸出解禁（コクヌスト不在の確認）	2年8か月
2022年3月	りんご	インド	輸出解禁（園地登録、選果、低温処理又は臭化メチルくん蒸、査察）	12年7か月
2021年11月	メロン	米国	輸出解禁（スイカ緑斑モザイクウイルス不在の確認）	5年6か月
2021年10月	うんしゅうみかん	ベトナム	輸出解禁（園地・施設登録、発生調査、選果、査察）	4年6か月
2020年10月	黒松盆栽（錦松盆栽を含む）	EU	輸出解禁（SA：園地検査、棚上栽培、防除、トレーサビリティ）	4年5か月
2020年8月	いちご	豪州	輸出解禁（SA:施設登録、現地検査、選果、及びトラップ調査・果実検査又は臭化メチルくん蒸）	3年10か月
2020年5月	かんきつ類	タイ	条件緩和（合同輸出検査から査察制への移行）	2年
2020年4月	日本なし	米国	条件緩和（生産地域の拡大、品種制限の撤廃）	1年11か月
2020年2月	うんしゅうみかん	米国	条件緩和（SAの構成要素から臭化メチルくん蒸を撤廃）	2年7か月
2019年12月	りんご	ベトナム	条件緩和（袋掛けに代わる検疫措置として収穫後の低温処理を追加）	3年6か月
2019年12月	盆栽（ツツジ属及びゴヨウマツ）	米国	条件緩和（網室内での栽培期間を3年から2年に短縮）	8年

(参考) 主な国・地域における植物検疫の状況と輸出実績

出典：財務省「2022年貿易統計」（単位：百万円）

国・地域	りんご	かんきつ類	なし	もも	ぶどう	かき	いちご	メロン	ながいも	精米	緑茶(製茶)
アジア	台湾	12,946	406	309	529	2,384	27	640	32	1,358	620
	香港	4,850	624	881	2,180	2,602	392	3,767	1,144	184	1,658
	中国	0	×	0	×	★	×	×	×	×	262
	韓国	★	×	★	×	0	×	0	×	0	0
	タイ	453	9★条件緩和	56	41	101	199	373	1	4	256★玄米解禁
	インドネシア	17	0	9	7	0	0	0	0	0	14
	シンガポール	152	104	22	114	218	23	262	63	277	500
	マレーシア	14	33	9	23	47	5	100	8	5	41
	ベトナム	192	22	39	★	★	×	×	×	31	124
	インド	0	×	★	0	×	×	×	×	1	28
	フィリピン	50	×	5	×	×	×	★	×	33	261
北米	米国	5★条件緩和	2★品目追加	16	×	×	11	62	30	835	988
	カナダ	1	15	0	★	0	0	★	9	25	104
大洋州	豪州	0★条件緩和	★	0★条件緩和	★	×*	0	0	×	×	390
	N Z	0	12★条件緩和	×	×	×	×	×	×	13	33
中南米	メキシコ	×	×	×	×	×	×	×	×	-	135
	チリ	×	×	×	×	×	×	×	×	0	4
	ペルー	×	×	0	×	×	×	×	×	×°	0
	ブラジル	×	×	×	×	×	×	×	×	1	21
その他	ロシア	0	0	0	0	0	0	0	0	58	143
	中東	2	7	1	1	4	0	2	5	0	87
	E U	0	8	0	0	1	0	0	3	303	2,941
	英国	0	0	0	0	0	0	0	0	162	286

★：検疫協議中（★：輸出先国における病害虫リスク評価を実施中、☆：検疫条件の協議中）

×：現在輸出不可

2023年4月現在

◎：携帯品として輸出が解禁されているが、統計はとられていない。

※：豪州向けぶどうは、産地の要望に基づく輸出先国の現地査察が終了後、輸出可能。

(参考資料)

○ 植物検疫上の要求事項を満たすための体制の構築事業

【令和6年度予算概算決定額 45（100）百万円】

<対策のポイント>

相手国が求める植物検疫上の要求事項への対応の効率化や省力化を図ることで、輸出拡大に貢献します。

<事業目標>

- 相手国が求める輸出条件に迅速に対応することによる輸出機会の確保
- 植物検疫上の輸出解禁・条件緩和の実現による輸出拡大

<事業の内容>

1. 病害虫発生状況の把握

相手国が侵入を警戒する病害虫に関し、調査マニュアルの整備や、我が国での発生実態調査を進めます。

2. 現場のニーズに対応した新たな検疫措置の確立等

新たな検疫措置の確立等に向けた科学的データの収集、整理、分析、輸出産地での活用に向けた計画の作成等を行います。

3. 輸出用精密検査プロトコルの整備

日本から輸出される種苗等に対する相手国の精密検査要求に的確に対応できるよう、相手国が侵入を警戒する病害虫や雑草等に対する新たな検査プロトコルの整備や既存の検査プロトコルの改善を行います。

<事業イメージ>

1. 病害虫発生状況の把握



国内における
病害虫の
発生実態調査

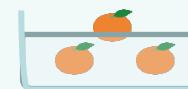


採取した試料の
精密検査

2. 現場のニーズに対応した新たな検疫措置の確立等

輸出産地にとって、より負担の少ない試験・調査方法を検討

<事例>



病菌に対する
果皮消毒の
短時間化



取扱が容易な
トラップによる
調査の効率化

3. 輸出用精密検査プロトコルの整備

病害虫及び雑草等に対する精密検査のプロトコルを整備

【精密検査の流れ】

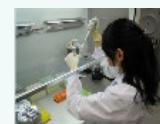
試料の受領

磨碎

抽出

R.T-PCR
リアルタイム

検出



[お問い合わせ先] 消費・安全局植物防疫課 (03-3502-5978)

<事業の流れ>



4－2. 輸出促進に向けた植物検疫の取組

- 輸出が可能な国、品目については、輸出の促進に向け、以下の取組を実施。
 - ・検疫条件違反は、輸出が停止される事態を招く場合もあるため、輸出関係者への検疫条件等関係情報の提供
 - ・輸出品の品質保持、数量確保のため、栽培地・集荷地・市場での輸出検査

情報提供

- 輸出事業者に対し、相談窓口による電話、メールでの対応を実施。
- 産地や輸出業者等への検疫条件や病害虫の防除方法等の提供。
 - ・台湾向けモモ等技術研修会
 - ・EU向け盆栽の輸出説明会等
- 輸出検査申請書等の関係書類のインターネットを通じた提供や電子申請等による輸出手続きの迅速化。

集荷地検査

- 輸出者の要請により、輸出農産物の栽培地や集荷地に出向いて輸出検査を実施。
 - ・青森県の台湾向けりんご
 - ・愛知県の花き市場での諸外国向け花き類
 - ・千葉県のアジア向け盆栽・植木等



(集荷地検査実績)

約4千件 (H21)
→ 約2万4千件 (R3)

携帯品の輸出検査

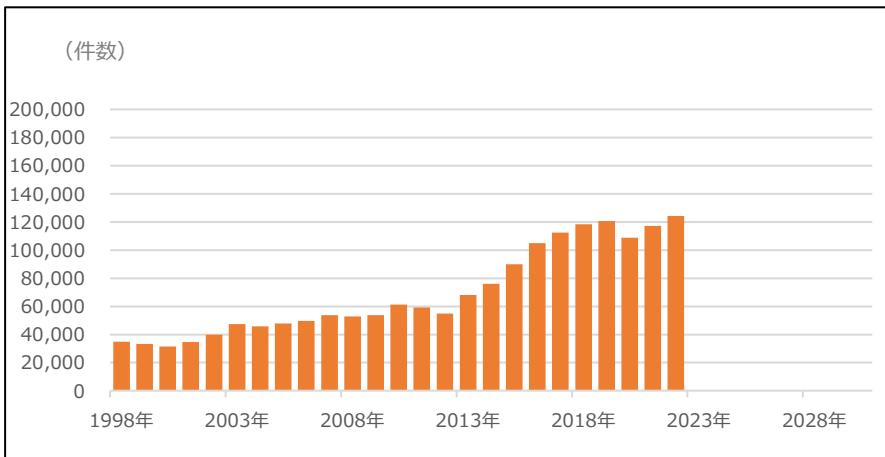
- 主要空港に輸出検疫カウンターを設置し、植物検疫証明書を発行。
- 輸出可能品目等を掲載したパンフレットを作成、訪日旅行者等に配布。



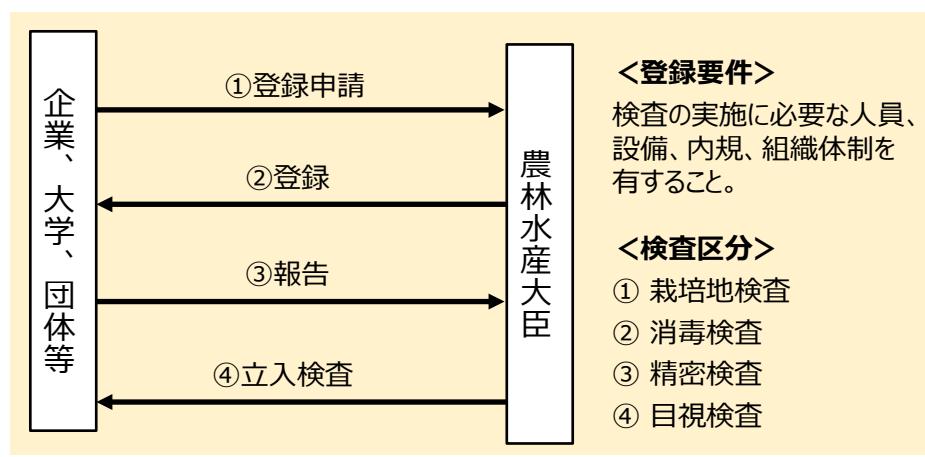
4－3．輸出検査における登録検査機関の活用

近年、植物等の輸出検査の件数が大きく増加していることから、当該検査については、本年4月より、植物防疫官に加えて登録検査機関が行うことも可能となっている。検査の速やかな実施が維持できるよう、この仕組を積極的に活用していくことが必要。

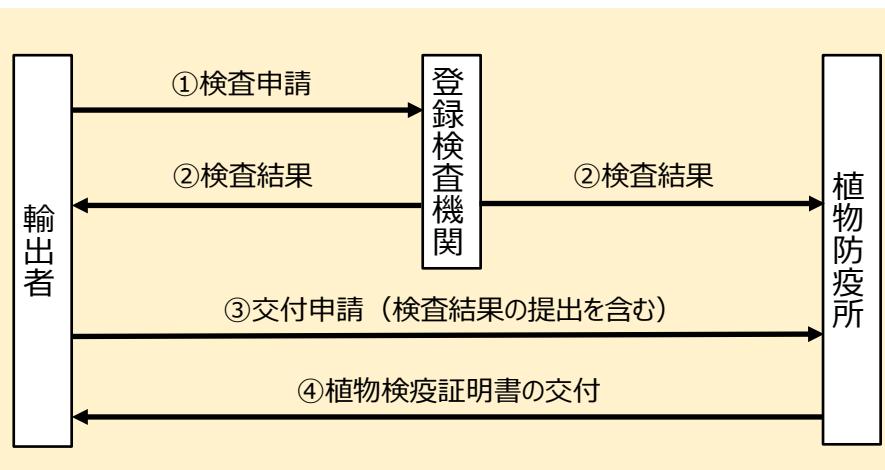
〈植物防疫所における輸出検査件数の推移〉



〈登録手続〉



〈登録検査機関による検査の流れ〉

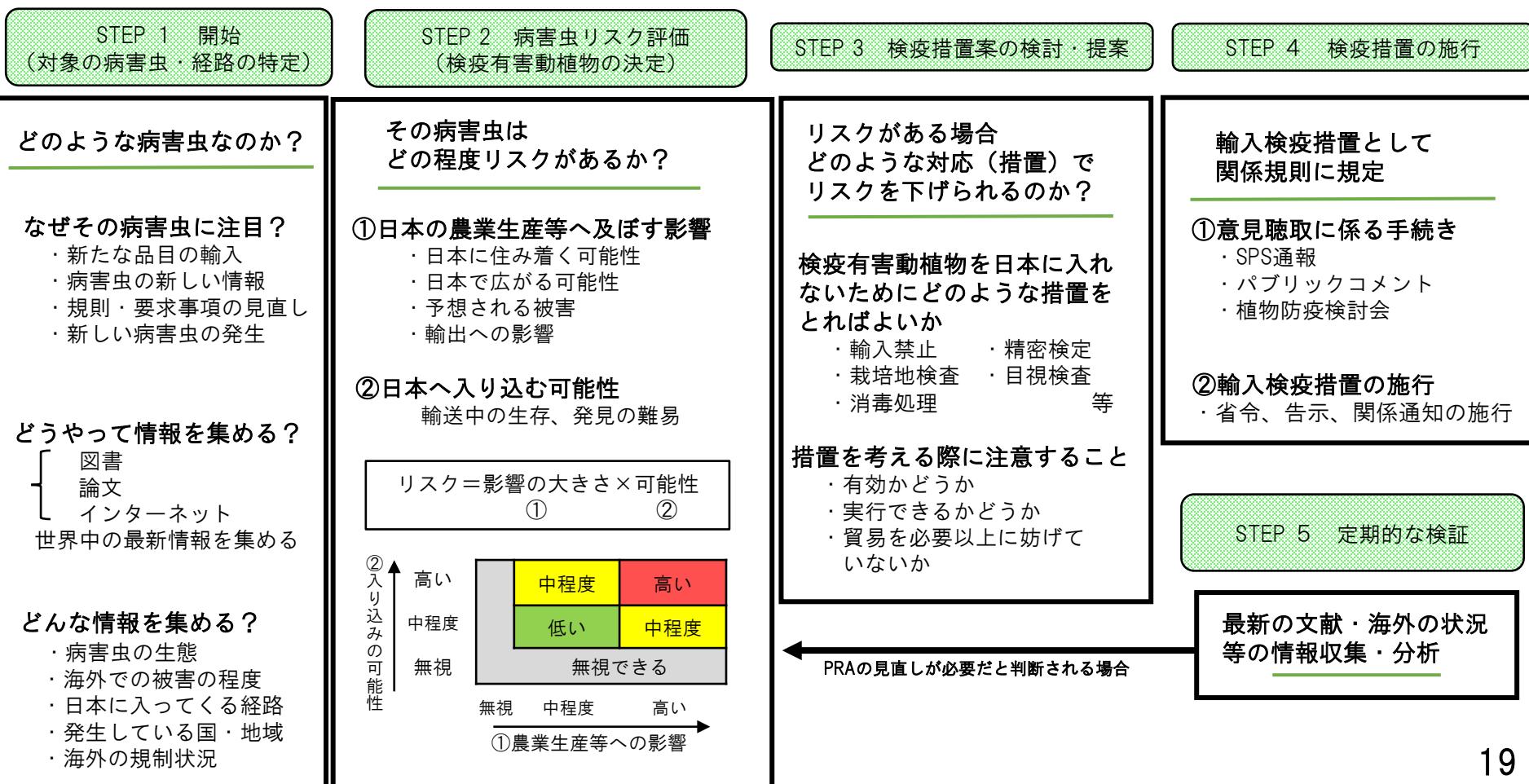


〈登録検査機関：令和5年11月現在〉

機関名	登録時期	検査区分
株式会社JEVIC	令和5年3月	栽培地検査、消毒検査、精密検査及び目視検査
公立大学法人秋田県立大学	令和5年4月	精密検査
ICheck株式会社	令和5年4月	栽培地検査、消毒検査、精密検査及び目視検査
国立大学法人東京大学 大学院農学生命科学研究所	令和5年6月	精密検査
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構	令和5年7月	精密検査
株式会社UEJ	令和5年7月	目視検査
一般社団法人全日検	令和5年7月	目視検査
株式会社ファスマック	令和5年8月	精密検査
一般社団法人室苦植物検疫協会	令和5年9月	消毒検査及び目視検査
国立大学法人鳥取大学	令和5年9月	精密検査

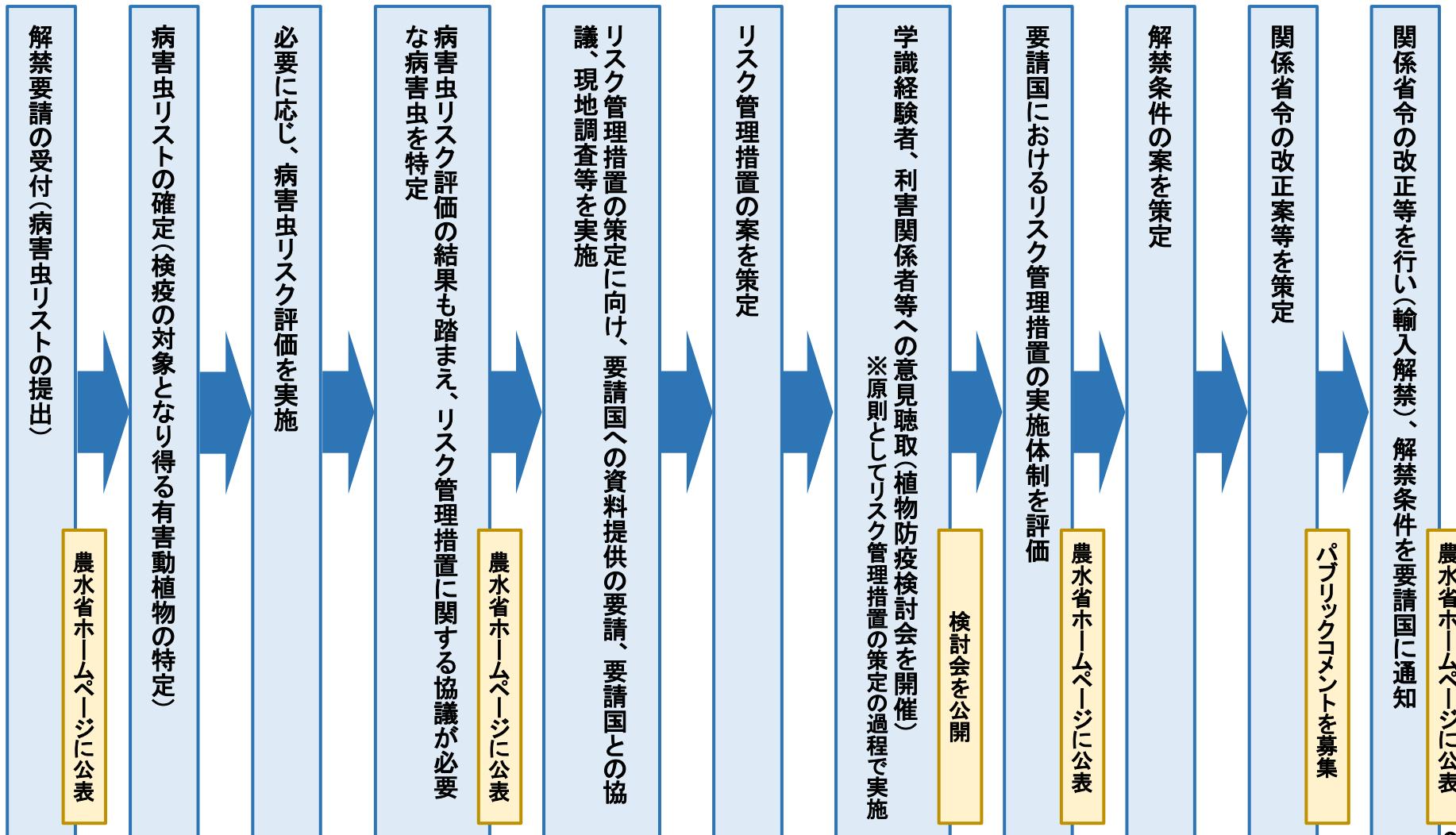
5－1. リスクに応じた検疫措置

- 国内未発生または国内の一部のみで発生している検疫有害動植物について、その我が国への侵入を効果的・効率的に防止するためには、リスクに応じた適切な検疫措置を講じることが重要。
- 最新の文献、諸外国からの情報等を踏まえ、検疫有害動植物の侵入・まん延の可能性や、まん延した場合に農業生産に与える経済的被害について評価し、適切な検疫措置を検討する病害虫リスクアセスメント (Pest Risk Analysis (PRA)) を行い、その結果に基づいて検疫措置の決定又は見直しを実施。



5－2. 植物検疫における輸入解禁要請に関する標準的手続について

○植物防疫法により我が国が輸入を禁止している植物（以下「輸入禁止植物」という。）について、他国からその輸入解禁の要請を受けた場合、国際的な基準を考慮しつつ、当該手続の公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的に、農林水産省における標準的な手続を策定。



6. 輸出入植物以外の病害虫の侵入経路への対応

○近年、木材こん包材、中古農業機械、中古車、船舶等、輸出入の対象となる植物以外の経路により病害虫が国境を越えて拡散するリスクが顕在化しつつあるところ、必要に応じ、これらに対応するための新たなリスク管理措置を導入。

木材こん包材

- ・貨物の輸出入に先立ち国際基準（ISPM15）が定める条件で消毒するとともに、消毒済である旨を示す表示が必要。

中古農業機械・中古車両等

- ・中古農業機械等の輸出入に際し、植物防疫法に基づき、土・植物残渣等の付着がないことを証明するための植物検疫証明書の添付が必要。
- ・ニュージーランドへの中古の乗用車等の輸出に際し、民間消毒処理事業者が発行した、クサギカメムシ（我が国既発生）を対象としたくん蒸又は熱処理の処理証明書の添付が必要。豪州は、クサギカメムシを対象として車両運搬船に対する輸入検査を実施。

船舶

- ・アジア型マイマイガ(FSMC : Flighted Spongy Moth Complex、我が国既発生)の飛翔期間中に日本を経由して米国、カナダ、チリ及びニュージーランドに入港する場合、民間検査機関が発行するFSMCの不在証明書の提示が必要。

海上コンテナ

- ・海上コンテナを経路とする病害虫の国境を越えた拡散リスクを可能な限り低減するための方策について、 IPPC加盟国間で議論中。

Ⅲ 国内防疫について

- 7 国内植物検疫の現状
- 8 総合防除の推進、発生予察事業
- 9 農薬等の空中散布・農業用ドローンの
利活用拡大に向けた取組
- 10 マイナー作物対策

7-1. 国内植物検疫の概要

- 国内に存在しない、又は一部のみに存在している有害動植物の侵入・まん延を防止するため、侵入調査事業、移動規制、緊急防除等を実施。
- 近年ではテンサイシストセンチュウ、ジャガイモシロシストセンチュウなどの病害虫の侵入を確認。また、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、カンキツグリーニング病菌などの病害虫が南西諸島等の一部地域のみに発生。現在これらの有害動植物を対象として、移動規制又は緊急防除といった措置を講じ、徹底した防除・封じ込めを実施。
- また、有害動植物が寄生していない健全な種苗の供給を確保するため、種馬鈴しょを対象とした種苗検査を実施。

侵入調査事業

万が一侵入があった場合に迅速な初動対応ができるよう、全国の港、畠や果樹園において、侵入警戒有害動植物を早期に発見するための調査を実施。（実施例）ミバエ類、火傷病菌等

侵入警戒有害動植物の侵入等を認めた者の通報義務を措置。



（ミバエ類の調査に用いるトラップ）

種苗検査

繁殖の用に供する植物で農林水産大臣が指定するものについて、その栽培中に植物防疫官が検査を行うことにより、有害動植物のまん延を防止。【法第13条】

対象植物：馬鈴しょ

移動規制

省令で定める地域内にある特定の種類の植物の移動を制限若しくは禁止することにより、有害動植物の他地域へのまん延を防止。【法第16条の2、第16条の3】

（実施例）

アリモドキゾウムシ等のまん延防止のため沖縄県や奄美群島等からのサツマイモ属植物等の移動の制限・禁止



（移動取締り）

緊急防除

植物の移動禁止、廃棄命令などを伴う迅速かつ徹底した防除を実施することにより、有害動植物の根絶等を図るとともに他地域へのまん延を防止。【法第17条】

（実施例）

北海道網走市等のジャガイモシロシストセンチュウ
長野県原村等のテンサイシストセンチュウ
静岡県浜松市のアリモドキゾウムシ

有害動植物の防除内容等を規定した緊急防除実施基準をあらかじめ作成した場合は、緊急防除を行う際の告示による事前周知期間（30日間）を短縮することが可能。【法第17条の2】

その他の防除

都道府県、生産者の組織する団体等が主体となってまん延防止・防除対策を実施。

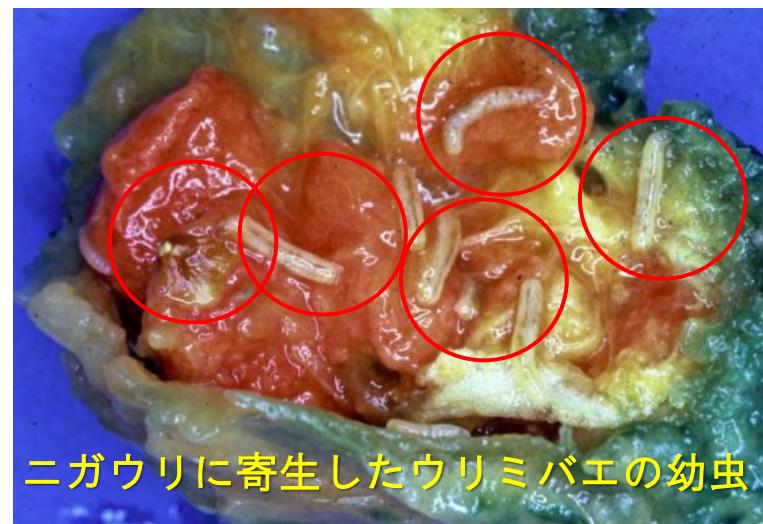
（過去の実施例）
クビアカツヤカミキリやキウイフルーツかいよう病（Psa3系統）

7－2. 侵入病害虫による被害の事例

沖縄県等にウリミバエ、
ミカンコミバエが侵入



↓
カンキツ、キュウリ、メロン、
ウリ等に大被害が発生



根絶までの期間：26年
(S43年～H5年)
防除費用：約254億円
従事者：延べ約63万人



侵入・まん延の防止が重要！

7-3. 法令により移動が規制されている植物・有害動植物とその地域

移動規制(法第十六条の二・第十六条の三)

緊急防除(法第十七条)

持ち出せないもの	発生地域	持ち込めない地域
植物: さつまいも、ようさい、あさがお、ぐんばいひるがおなどの生茎葉及び地下部 害虫: アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、サツマイモノメイガ、アフリカマイマイ   	沖縄県全域(※)、奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島	 → 沖縄県全域(※)、奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島を除く国内全地域
植物: ミカン科植物の一部の生植物(果実、種子は除く) 病原: カンキツグリーニング病菌 害虫: ミカンキジラミ	沖縄県全域 徳之島、沖永良部島及び与論島	 → 沖縄県を除く国内全地域 徳之島、沖永良部島及び与論島を除く国内全地域
植物: ばれいしょ等のなす科植物の地下部、なす科植物以外の植物の地下部で土の付着したもの 害虫: ジャガイモシロリストセンチュウ	北海道網走市、斜里町及び清里町の一部地域	 →
植物: フダンソウ属(テンサイ)等の地下部、フダンソウ属(テンサイ)等以外の植物の地下部で土の付着したもの 害虫: テンサイリストセンチュウ	長野県原村、川上村及び南牧村の一部地域	 → 左の地域を除く国内全地域
植物: さつまいも属等の生茎葉及び生塊根等の地下部 害虫: アリモドキゾウムシ	静岡県浜松市の一部地域	 →

※ 移動規制におけるアリモドキゾウムシについては、津堅島、久米島、奥武島及びオーハ島を除く。

7-4-(1). ミカンコミバエ種群への対応（緊急防除の例①）

- ミカンコミバエ種群については、大正8年に沖縄本島で発見されて以降、南西諸島及び小笠原諸島での分布が確認され、昭和43年から根絶防除を実施した結果、昭和61年に根絶を達成。
- 根絶以降も、毎年、中国大陸、台湾等から南西諸島に飛来していると考えられる。例年数頭～数十頭の誘殺が確認されており、国と県が協力して防除対策を実施し、その定着を防止。
- こうした中、平成27年9月、鹿児島県奄美大島において、継続的な誘殺を確認。
- これを受け、本虫の駆除のため、誘殺板（テックス板）の散布や寄主果実の除去等を実施。さらに、本虫の蔓延を防止するため、平成27年12月13日から植物防疫法に基づく緊急防除を開始し、寄主植物の島外への移動規制を実施。
- これら対策を講じた結果、最後の誘殺から3世代相当期間、誘殺が確認されなかつたことから、有識者の意見を踏まえ根絶を確認し、平成28年7月14日に緊急防除を解除。
- 令和2年度以降、九州本土の広範囲（熊本県、長崎県、鹿児島県等）においても、多数の誘殺が確認されるなど飛来状況が変化していると考えられる。

緊急防除の内容

【寄主植物の移動制限】

寄主植物（ナス、トマト、かんきつ類、スモモ、パパイヤ、パッショングルーツ、マンゴウ等）については、植物防疫官による検査の結果、ミカンコミバエ種群が付着していないと認められたものを除き、島外への移動を禁止。誘殺が確認された地点から半径5km以内の寄主植物の果実は原則廃棄。

【防除対策】

誘殺板（テックス板）の散布

ミカンコミバエ種群の誘引剤と殺虫剤をしみこませたテックス板を、ヘリコプタ一等を用いて散布することにより、雄成虫の除去を実施。

寄主果実除去

ミカンコミバエ種群の寄主果実について、地域住民等との協力の下、利用する予定のないものの除去を実施。

【成虫】



【幼虫】



7-4-(2). ジャガイモシロシストセンチュウへの対応（緊急防除の例②）

- 平成27年8月、北海道網走市の一地域において、我が国で初めてジャガイモシロシストセンチュウの発生を確認。
- 平成28年10月、本線虫が確認された12大字を防除区域に指定し、植物防疫法に基づく緊急防除を開始。
- 令和元年8月、新たに北海道斜里町の一地域において、本線虫の発生を確認。その後の調査の結果、斜里町及び清里町の8大字を防除区域に追加。
- 令和6年1月現在、北海道網走市、斜里町及び清里町の15大字で緊急防除を実施中。

緊急防除の内容

【作付けの禁止】

本線虫の発生ほ場において、なす科植物（対抗植物を除く。）の栽培を禁止。

【移動の制限】

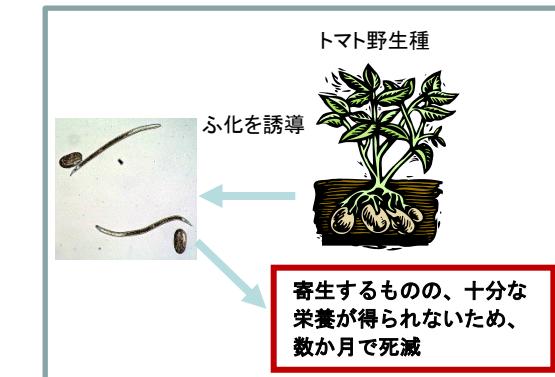
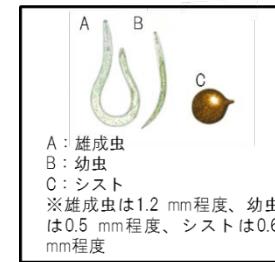
なす科植物の地下部及びなす科植物以外の植物の地下部であつて土が付着したものについては、植物防疫官が本線虫のまん延を防止するための適切な措置が講じられていることを確認したものを除き、防除区域外への移動を禁止。

【廃棄】

なす科植物の地下部のうち、植物防疫官が本線虫のまん延を防止するために廃棄する必要があるものとして指定した植物の廃棄。

【防除対策】

本線虫の発生ほ場において、対抗植物の植栽と土壤消毒による防除対策を実施。



7-4-(3). テンサイシステムチュウへの対応（緊急防除の例③）

- 平成29年9月、長野県諏訪郡原村の一部地域において、テンサイシステムチュウの発生を確認。
- これを受け、本線虫の発生範囲を特定する調査を実施した結果、同村内の117ほ場約35haで本線虫の発生を確認。
- 平成30年4月、発生が確認された大字を防除区域に指定し、植物防疫法に基づく緊急防除を開始。
- 令和4年に長野県南佐久郡川上村及び南牧村並びに山梨県北杜市の一地区で新たに本線虫が確認されたことを受け、当該地区にて防除等の対策を実施中。
- 令和5年6月より、長野県諏訪郡原村並びに南佐久郡川上村及び南牧村の3大字で緊急防除を実施中。

緊急防除の内容

【作付けの禁止】

本線虫の発生ほ場において、ふだんそう属（てんさい等）植物、あぶらな属植物、だいこん、トマト、ほうれんそう等の作付けを禁止。



テンサイシステムチュウの
雌成虫（左）と幼虫（右）

【移動の制限】

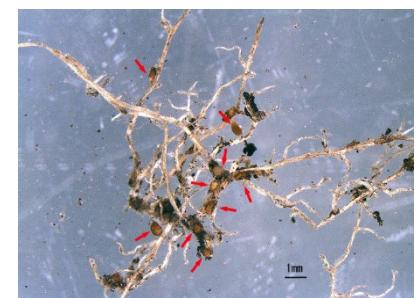
ふだんそう属（てんさい等）植物等の地下部及びふだんそう属（てんさい等）植物等以外の植物の地下部であって土が付着したものについては、植物防疫官が本線虫のまん延を防止するための適切な措置が講じられていることを確認したものを除き、防除区域外への移動を禁止。

【廃棄】

植物防疫官が本線虫のまん延を防止するために廃棄する必要があるものとして指定した植物の廃棄。

【防除対策】

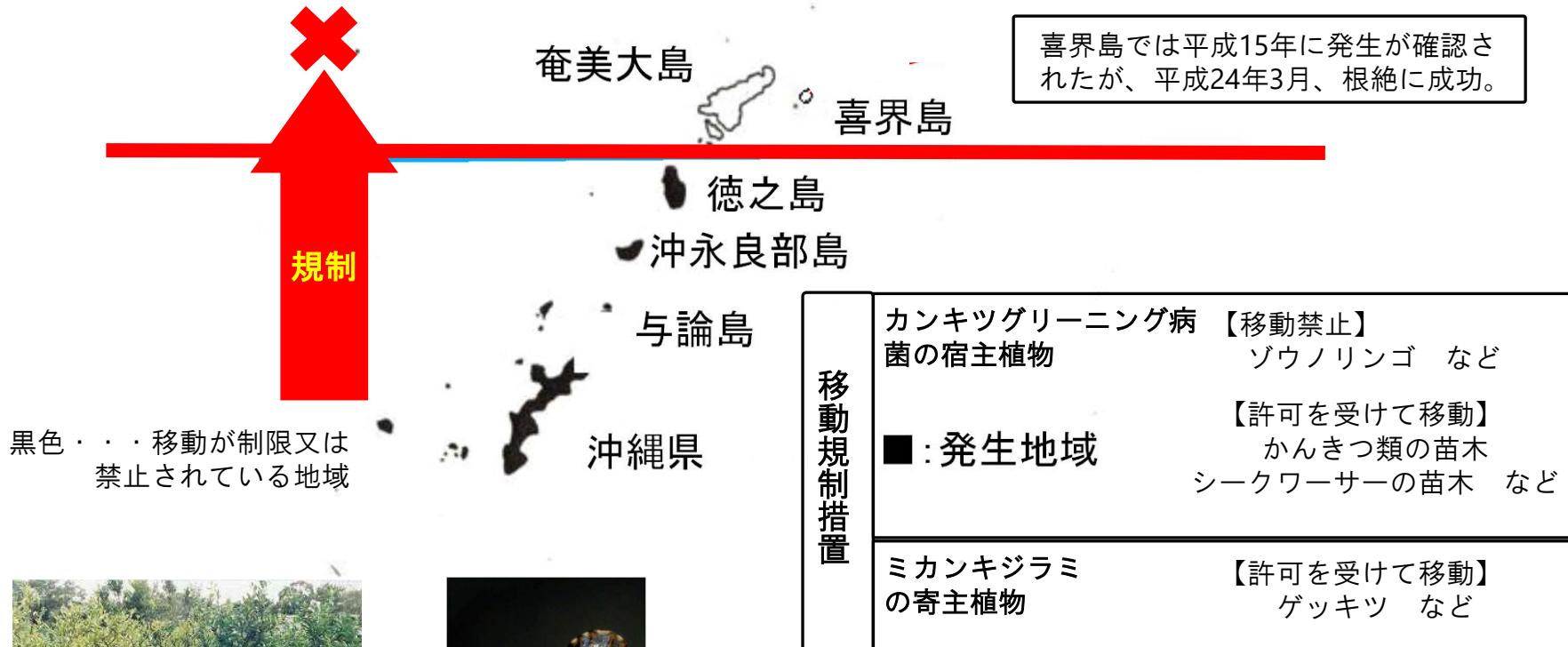
本線虫の発生ほ場において、土壤くん蒸等による防除対策を実施。



根に付着したテンサイシス
トセンチュウのシスト

7-4-(4). カンキツグリーニング病への対応（移動規制の例）

カンキツグリーニング病の発生地域の拡大を防止するため、本病の発生が確認されている沖縄県及び鹿児島県大島郡（徳之島、沖永良部島、与論島）において、かんきつ類の苗木等の移動規制措置を実施するとともに、感染した樹の伐採等の防除を実施。



かんきつ類やシークワーサー等の**果実や種子**は規制の対象外

7-4-(5). クビアカツヤカミキリへの対応

- クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラやモモ等の樹の幹の中に入り込み、内部を食害する。
- 平成24年に愛知県で国内初の発生が確認されて以降、令和5年12月末までに13都府県で発生を確認。
- 発生当初は、公園や街路樹のサクラでの被害が確認されていたが、発生範囲が徐々に拡大し、近年では、ウメ、モモ等の果樹園でも被害が確認されている。
- 農林水産省では、生態や防除方法等に関する試験研究、防除に必要な農薬の適用拡大などを推進。
- 平成29年1月、環境省は本虫を特定外来生物に指定。
- 毎年、関係者省庁連絡会議を開催。防除対策等に関する情報を共有し、関係者の連携強化を図っている。

主な取り組み

1. 発生状況調査及び防除対策

消費・安全対策交付金により、地方公共団体、農業者団体等が実施する発生状況調査や発生園地における農薬散布、ネット被覆、伐採等の防除対策等を支援。

2. 防除技術の開発

イノベーション創出強化事業（H30～R3年度、R4～R7年度）により、（国研）森林総合研究所及び農研機構が中心となり、生態の解明、効果的な防除対策の開発等の試験研究を実施。

関係機関と連携し、農薬登録を推進。（令和5年12月末時点で19作物140剤が登録。）

3. 関係省庁連絡会議の開催

毎年、クビアカツヤカミキリを含む外来カミキリムシ類に対し今後の対策と課題について協議するため、発生都道府県、環境省、林野庁、農水省等からなる会議を開催。



成虫



幼虫と被害樹

8-1. 総合防除の推進

病害虫防除を巡る状況の変化

- 温暖化等の気候変動の影響により既存の病害虫の発生量、発生地域、発生時期が変化（スクミリンゴガイ等）
- 化学農薬への依存により薬剤抵抗性が出現（りんご黒星病等）
- ⇒ 従来の防除体系では防除が困難になるケースが数多く報告されている

みどりの食料システム戦略の策定

- 生産力の向上と農業の持続性の両立
- ⇒ 化学農薬使用量（リスク換算）について、
2030年までに10%、2050年までに50%低減

今後の防除対策

- 病害虫の被害の軽減を図りつつ、持続的な生産を確保するためには、「予防、予察」に重点を置いた総合防除の推進が必要
- ⇒ 国が総合防除への転換のための指針、都道府県が指針に則して総合防除の具体的な内容を定める計画を策定
- ⇒ 地域における総合防除体系の実証・普及を支援

総合防除の考え方

総合防除は、予防、判断、防除の取組を組み合わせて、化学農薬の使用量を必要最低限に抑えつつ、経済的な被害が生じるレベル以下に病害虫の発生を抑制する方法。

予 防

病害虫が発生しにくい生産条件の整備

- 健全種苗の使用
- 病害虫の発生源（作物残渣など）の除去
- 抵抗性品種の導入
- 土壤の排水性改善
- 土壤診断に基づく適正な施肥管理
- 土づくり（堆肥、緑肥の活用）
- 輪作・間作・混作
- 土着天敵を活用した予防
- 防虫ネット、粘着板の設置
- 土壤や培地の消毒
- 化学農薬による予防（種子処理、育苗箱施用など）等

判 断

防除要否及びタイミングの判断

- 発生予察情報※の活用
- 病害虫や天敵の発生状況の観察等

※ 発生予察情報とは、国、都道府県が、病害虫の発生状況を調査し、農業者に提供する情報



防 除

多様な防除方法を活用した防除

<多様な防除資材の活用>

- 天敵
- 紫外線ライト等

<適切な使用方法による防除>

- 化学農薬のローテーション散布
- ドローン等を活用したピンポイント防除
- 飛散防止ノズルの使用等

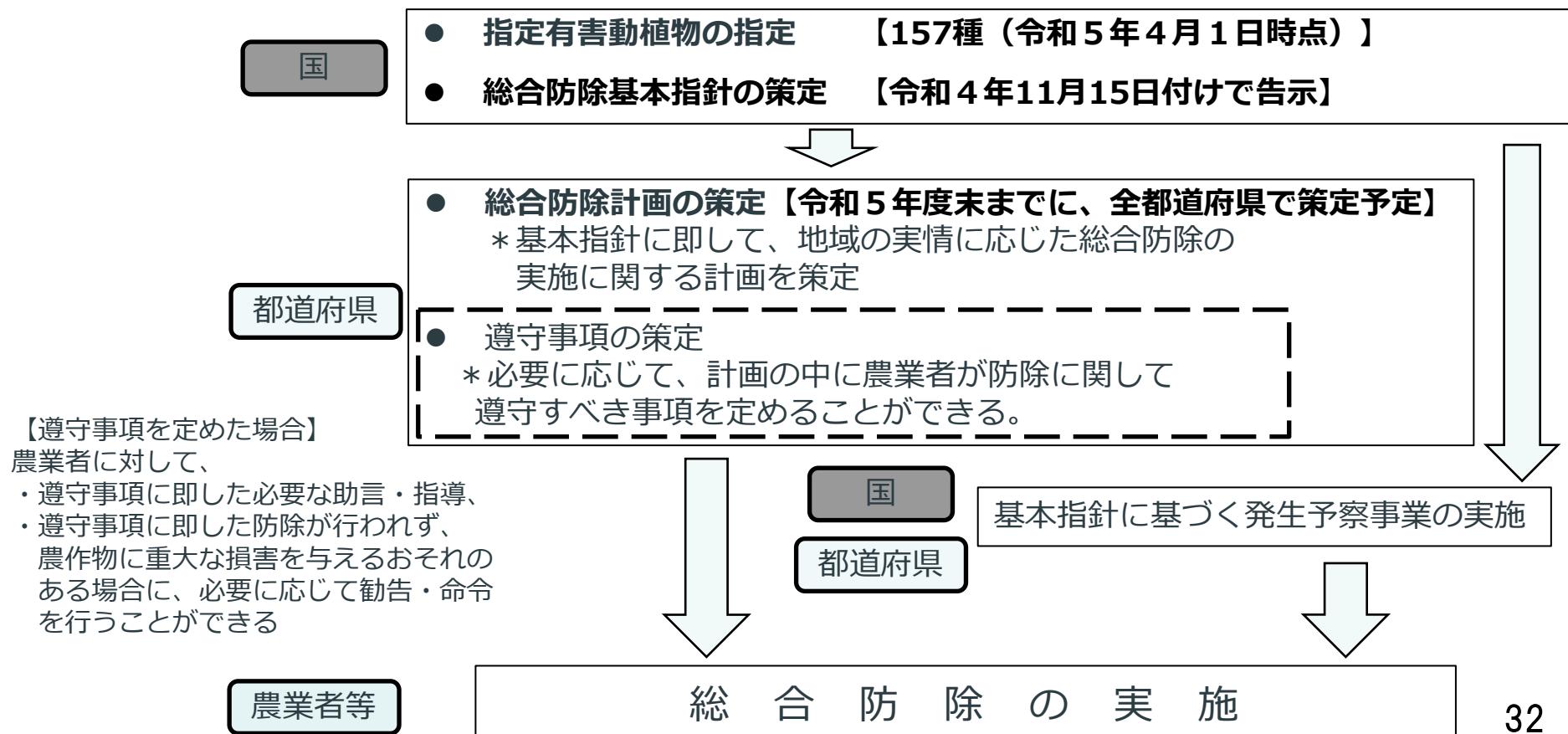
<その他の物理的防除>

- 被害を受けた葉、果実等の除去
- 機械除草等

8－2. 総合防除を推進する仕組み

「総合防除」を推進するための基本的な指針、計画の策定

- ✓ 指定有害動植物の総合防除を推進するため、農林水産大臣が基本的な指針を定め、都道府県知事が基本指針を踏まえた計画を定める。
- ✓ 都道府県知事が、当該計画において、農業者が遵守すべき事項を定めることができるよう措置。



総合防除の推進（イメージ）

スクミリングガイ（ジャンボタニシ）

- ✓ 近年の暖冬の影響により越冬数が増え、従来の化学農薬による防除で抑えきれず、被害が拡大。
- ✓ 2020年は31府県、2021年は33府県で発生を確認。

リンゴ黒星病（薬剤耐性菌）

- ✓ 化学農薬に依存した防除により、一部の地域において複数の殺菌剤に対する薬剤耐性菌が発生。
- ✓ りんご主産県において、2015年頃から薬剤耐性菌の発生を確認。

化学農薬のみに依存しない総合防除の推進が不可欠

総合防除の内容

【予防】

- ・冬季の耕うん
- ・冬季の水路の泥上げ
- ・収穫後（秋季）、又は、苗移植前（春季）の石灰窒素施用
- ・取水口や排水口への網の設置
- ・食害を受けにくい中苗又は成苗の移植

【判断・防除】

- ・ほ場観察により発生密度が一定以上の場合は、以下の防除を実施
 - － 成貝の捕殺、卵塊の除去
 - － 水深4cm以下の浅水管理（移植後の3週間）
 - － 適期の薬剤散布 等



耕うんにより地表に現れた貝
※写真は大分市のHPより引用



冬季耕うんによる破碎

総合防除の内容

【予防】

- ・春先の越冬落葉のほ場外への持出し、又は、すき込み等による処分
- ・健全な苗木、穂木等の利用



幼果の病斑
※写真は山形県のHPより引用

【判断・防除】

- ・発生予察やほ場観察に基づき、以下の防除を実施
 - － 病斑部（枝・葉・果実）を速やかに除去し、ほ場周辺に残さないように適切に処分
 - － 適期の薬剤散布
 - － 化学農薬の使用時は、同一系統の薬剤の連続使用を避け、薬剤耐性菌の発達を回避

(参考) 化学農薬使用量(リスク換算)の低減に向けて

目標<みどりの食料システム戦略>

スマート防除技術体系の活用や、リスクの高い農薬からリスクのより低い農薬への転換を段階的に進めつつ、化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系の確立・普及等を図ることに加え、2040年までに多く使われているネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくてもすむような新規農薬等の開発により、2050年までに化学農薬使用量(リスク換算)の50%低減を目指す(2030年中間目標は10%低減)。

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち グリーンな栽培体系への転換サポート

【令和6年度予算概算決定額 650(696)百万円の内数】

(令和5年度補正予算額 2,706百万円の内数)

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

<政策目標>

- | | |
|--|---|
| <input type="radio"/> 化学農薬使用量(リスク換算)の低減(10%低減) | <input type="radio"/> 化学肥料使用量の低減(20%低減) |
| <input type="radio"/> 有機農業の面積(6.3万ha) | <input type="radio"/> 農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化(1,484万t-CO ₂) [令和12年まで] |

<事業の内容>

1. グリーンな栽培体系への転換(R6当初・R5補正)

農業生産における環境負荷低減の取組を推進するため、各産地におけるグリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組を支援します。

① 産地に適した環境にやさしい栽培技術※、省力化に資する先端技術等の検証

※ 化学農薬・化学肥料の使用量の低減、有機農業面積の拡大、温室効果ガスの排出量削減に資する技術
令和5年度補正予算においては、国際価格の変動の影響を受けづらい栽培体系への転換を緊急的に進めるため、化学農薬・化学肥料の低減や耐用年数の長い資材への切替えなどの生産資材の低減に資する技術については「特別枠」して支援

② ①の検証に必要なスマート農業機械等の導入

③ ①と併せて行う、環境に配慮して生産した農産物に対する消費者の理解醸成

④ グリーンな栽培体系の実践に向けた栽培マニュアルの作成

産地内への普及に向けた産地戦略(ロードマップ)の策定

⑤ 栽培マニュアルや産地戦略の関係者への情報発信(HPへの掲載等)

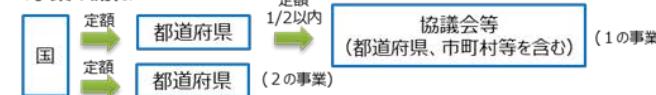
※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員(農業者、民間団体等)が「みどり認定」等を受けている場合
- ・輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた産地において取組を行う場合
- ・令和6年度当初予算において、①と併せてスマート農業技術に対応するための生産方式変革の検証を行う場合

2. 都道府県域への展開(R6当初)

グリーンな栽培体系を都道府県域に展開するため、展開先産地等における検討会等の開催、展示会の設置等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. グリーンな栽培体系への転換

検討会の開催：産地の関係者による取組方針の検討等



栽培マニュアル、産地戦略(ロードマップ)の策定

産地戦略に基づくグリーンな栽培体系の普及・定着

2. 都道府県域への展開



[お問い合わせ先] 農産局技術普及課 (03-6744-2218)

(参考) 令和3年度補正、令和4年度の取組事例(化学農薬低減)

アイガモロボット等の取組(宮城県)

- 世界農業遺産「大崎耕土」の豊かな自然環境を維持しながら将来にわたって持続可能な農業を地域に定着させるため、環境保全型農業を広く普及する。

- アイガモロボットによる水田の雑草抑制(除草剤の削減)、水管理システムによる水位等の遠隔管理(見回り時間の削減)、リモコン草刈機による畦畔等の除草(作業の軽労化・コスト削減)の検証に取り組む。



アイガモロボット活用による
雑草抑制



水管理システム
による
遠隔管理

リモコン草刈機
による
畦畔等の除草

生分解性マルチの導入、土壤くん蒸剤から土壤混和剤への転換等の取組(ダイコン)(岐阜県)

- ポリマルチを生分解性マルチに転換した栽培体系を検討し、石油由来資材の使用量削減とマルチ回収作業の省力化を図る。
- 土壤くん蒸剤を土壤混和剤に転換した土壤病害虫防除体系を検討し、土壤くん蒸剤の使用量削減と作業工程の省力化を図る。



生分解性マルチのすき込み

ジャガイモシストセンチュウ対策(長崎県)

- 抵抗性品種「アイマサリ」の作付けによるシスト密度低下や、ジャガイモ疫病初発時期予測システム(FLABS-N)のシスト抵抗性品種利用による効率的な防除技術の検討・実証に取り組み、地域に広く普及させることで、省力化(散布回数の減)、環境負荷低減(土壤消毒剤の減)に寄与する。



ジャガイモシストセンチュウ
寄生部



AIを用いたほ場診断等による化学農薬使用量低減(ブロッコリー等)(香川県)

- ブロッコリー等のアブラナ科野菜に特有の土壤病害である、ねこぶ病対策のため、人工知能(ヘソディムAIアプリ)の診断結果から発病リスクを診断した上で対策を講じることにより、土壤処理剤等の低減を目指す。



【最小限の調査項目による土壤診断】

【最も効果的な対策の選定】

【持続的・低成本な安定生産を目指す】

ヘソディムAIアプリ

8－3. 発生予察事業の概要

- 病害虫のまん延は、我が国の農業に重大な損害を与えるおそれがあり、かつ、県境を越えて拡大するため、国と都道府県は協力して病害虫の防除を行い、まん延を防止する必要がある
- このため、都道府県の協力のもとに、病害虫の発生状況、気象、農作物の生育状況等の調査を実施し、その後の病害虫による損害の発生を予察し、それに基づく情報を農業者等に提供している

発生状況調査(都道府県)

栽培状況や周辺環境を踏まえて設置した調査地点において、作物の生育状況、病害虫の発生状況等を調査



発生予察情報の作成・提供

国(農林水産省)

全国の調査結果と気象予報等を取りまとめ病害虫発生予報を発出(年10回)

都道府県

- 調査結果、気象予報等を取りまとめて分析。病害虫による損害の発生を予察し、発生予察情報を作成
- 防除方法と併せて、関係機関、農業者等に対し、発生予報を発表(月1回程度)
- 必要に応じて、警報、注意報、特殊報を発出

警報：重要な病害虫が大発生することが予想され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表

注意報：警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予測され、かつ、早めに防除措置を講じる必要が認められる場合に発表

特殊報：新たな病害虫を発見した場合及び重要な病害虫の発生消長に特異な現象が認められた場合であって、従来と異なる防除対策が必要となるなど、生産現場への影響が懸念される場合に発表

防除の実践(農業者)



防除指導(都道府県、農業者団体等)

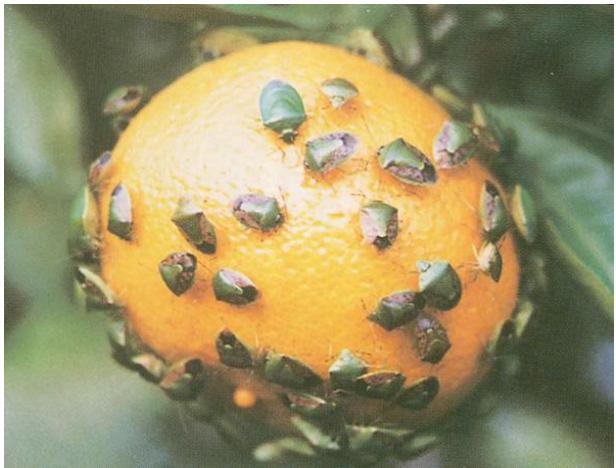
農業者、関係機関等に対し、病害虫防除指針及び発生予察情報に基づく適切な防除の指導を実施



(参考) 指定有害動植物数の推移

年次	指定有害動植物数	内容
昭和26(1951)年 植物防疫法改正	—	国は指定有害動植物に対して発生予察を行い、都道府県はこれに協力する
昭和27(1952)年	11種類	いねいもち病、いねしらはがれ病菌、いねうんか類等を指定
昭和40(1965)年	25種類	いねの病害虫、果樹の病害虫を追加
昭和47(1972)年	27種類	害虫2種を追加
昭和55(1980)年	41種類	野菜類の病害虫を追加
平成10(1998)年	42種類	キクの病害を追加
平成12(2000)年	42種類	指定有害動植物の全面見直し
平成28(2016)年	111種類	指定有害動植物の全面見直し
令和5(2023)年 植物防疫法改正	157種類 (うち発生予察調査 対象148種類)	指定有害動植物に対する措置を見直し、総合防除を行うべき病害虫を指定(157種) このうち148種について、総合防除基本指針に基づき発生予察を行う

(参考) 発生予察事業の対象病害虫の例



果樹カメムシ類



ハスモンヨトウ



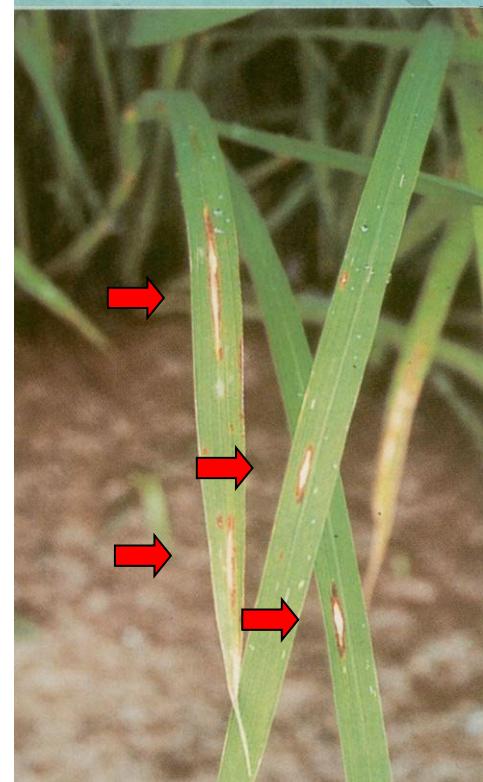
いちごの灰色かび病



いねの斑点米カメムシ類



イネいもち病菌



いねの葉いもち病

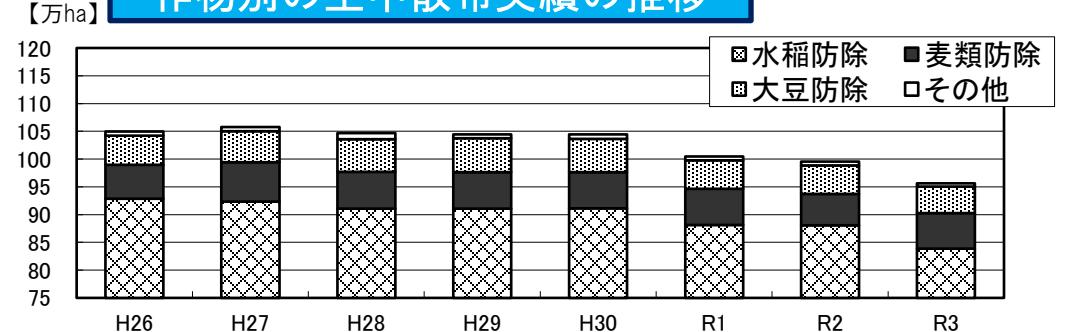
9－1．農薬等の空中散布について

- 無人ヘリコプターを利用した空中散布は、平成3年から現場導入され、きめ細かな作業が可能で小規模面積での利用も容易であることから、現在、特に水稻栽培において、農作業の省力化の基盤となっている。
- また、病害虫防除のほか、播種、施肥等に活用され、農作業の効率化及び低コスト化に寄与。
- 近年では、中山間地、狭小な園地や、野菜、果樹での無人マルチローター（ドローン）の利活用が期待されている。

水稻防除における空中散布実績の推移



作物別の空中散布実績の推移



無人航空機（無人ヘリコプター）による防除

9－2. ドローンの農業利用の拡大に向けた取組

- 農業用ドローンの利活用拡大に向け、規制の見直しを行うとともに、総合的な推進体制を整備

補助者の配置規制の緩和

- 飛行区域（農地）周辺に立入管理区画を設置することで、日中・夜間の目視内、又は日中の目視外において、農薬や種子、肥料等の散布の際の補助者を不要に。（通常は、操縦者に加え、補助者の設置が原則必要。）



推進体制の整備

- 航空法上の申請に伴う機体や操縦者の確認を、国土交通省での手続きに一元化。
- 民間における技術革新やニーズをくみ取るための官民協議会を設置するとともに、ドローンの普及を総合的に推進するための計画（農業用ドローン普及計画）を策定。

ドローン用登録農薬数の拡大

- 以下の取組により、高濃度・少量での散布が可能なドローン用農薬数の拡大を促進。
 - ・農薬登録試験の簡略化（H31年）
 - ・現場ニーズを農薬メーカーに通知して農薬登録を促進
 - ・産地における登録試験の実施への支援
- R4年度末の目標登録数（*）を1年前倒しで達成。
*農業用ドローン普及計画では、R5年3月末までに846剤の登録を目指す

<ドローンに適した登録農薬数の推移>

	実績					目標 R5.3月末までの目標登録数
	H31. 2月末	R2. 3月末	R3. 3月末	R4. 3月末	R5. 3月末	
総計	646	695	781	1,050 (+404)	1,212 (+566)	846 (+200)

10. マイナー作物対策

- マイナー作物は、生産量が少ないとこと等から、使用できる農薬が限られていることが多い、このことが生産拡大の支障となっている。このため、毎年、マイナー作物に使用できる農薬の適用拡大に関する要望が多数寄せられている状況。
- 「病害虫防除・農薬登録推進中央協議会」を設立し、都道府県からマイナー作物に対する農薬登録拡大要望を収集し、関係者間で共有。都道府県が行う農薬登録試験の調整、助言等を行い、農薬登録を効率的に実施するための対策を推進。
- 作物由来の成分により試験が困難となるなどの技術的な課題等が生じているマイナー作物や生産拡大が期待される薬用作物等について、登録に必要な薬効・薬害試験、作物残留試験実施等へ支援を行う補助事業を実施。

○マイナー作物とは：生産量の少ない農作物※で、主な作物は、そば、らっきょう、しそ、みょうが、アスパラガス、モロヘイヤ、ズッキーニ、すもも、マンゴー、ブルーベリー、薬用作物など

※「農薬の登録申請において提出すべき資料について(H31年3月29日付け30消安第6278号局長通知)」参照

【現状と課題】

✓マイナー作物に使える登録農薬が少ない

生産量が少ないとため農薬登録が進まず、産地育成や適切な病害虫防除が困難

⇒生産現場から、農薬の適用拡大に対する多数の要望あり。

✓農薬の安全性の向上に向けた制度の見直し

マイナー作物でも既登録農薬の内容変更、登録削除が生じる可能性がある。

⇒使用できる農薬が少なくなることにより、適切な病害虫防除がより一層困難となる。

(薬用作物の例)



みしまさいこ

(地域特産作物の例)



かんぞう



マンゴー

モロヘイヤ

産地の拡大はもとより、既存産地の維持さえも難しくなるおそれ

支援

【農薬登録推進支援策】

病害虫防除・農薬登録推進中央協議会の設立

主な役割

- ① 都道府県が登録を要望する農薬と農作物の組合せを調査
- ② その調査結果を「農薬登録推進リスト」として整理、協議会構成員で共有
- ③ 試験課題のマッチング促進、技術的アドバイス等

協議会の構成

農林水産省関係部局、地方農政局、農薬関係団体及び農薬メーカー（事務局：植物防疫課）

食料安定生産に資する新たな病害虫危機管理対策・体制の構築事業 (H30～)

事業内容

農薬の適用拡大の試験実施が困難な地域特産作物について、薬効・薬害試験、作物残留試験の実施等を支援

事業実施主体

民間団体等

補助率

定額

個別作物ごとの登録に加え作物群での登録も可能

IV 植物防疫法改正について

1 1 植物防疫制度に関する現状・課題と改正内容

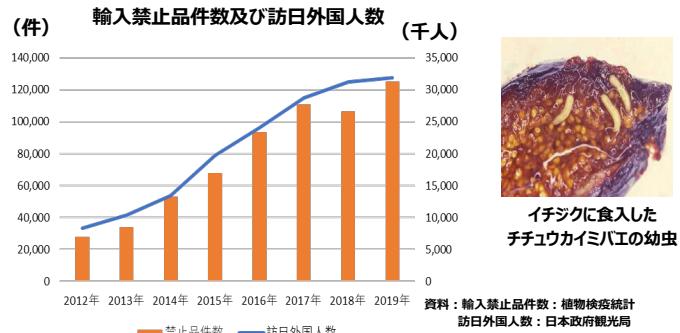
(改正植物防疫法：令和5年4月1日施行)

11-1. 植物防疫制度に関する現状・課題と改正内容

現状・課題：

海外からの病害虫の侵入リスクの高まり

- 温暖化等の気候変動、人やモノの移動の増加により、諸外国からの病害虫の侵入リスクが増加。



- 現在、植物防疫官は、旅客等の携帯品に輸入禁止品等が含まれている疑いが強い場合であっても、旅客の申し出がない限り検査等を実施することができない。

- 近年、植物以外の物品を介した病害虫の侵入リスクが国際的に指摘されているものの、現在、物品を対象とした検査を実施することができない。

- 國際植物防疫条約に基づく各種の国際基準の策定が進展しており、国際基準に整合した対応が必要。

改正内容：輸入検疫の対象見直し・ 植物防疫官の権限強化

① 植物防疫官の検査権限の強化

入国旅客の携帯品に対する植物防疫官の検査権限を強化し、入国旅客からの申し出がない場合であっても、必要に応じて質問や携帯品の検査を行える権限を付与（輸出検疫でも同様に措置）。

② 中古農機等の検査対象化

- 土等の付着リスクが高い中古農機等の物品について、国際基準を踏まえ、輸入検疫の対象とできるよう措置（輸出検疫、国内検疫等でも同様に措置）。

※併せて、植物防疫官が行う立入検査の対象に土や農機具等の物品を追加。

③ 検疫有害動植物・有害植物の定義の見直し

国際基準と整合するように、

- 検疫有害動植物の定義を、法に基づく駆除又はまん延防止のための措置がとられているものとともに、
- 有害植物の定義に雑草を追加し、輸入検疫、国内検疫及び国内防除の対象とできるよう措置。

※上記のほか、以下の改正事項を措置。

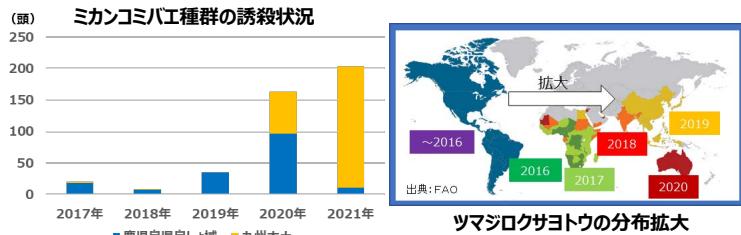
- 輸入検疫に関する違反や法人による違反に対する罰則の強化（輸出検疫でも同様に措置）。
- 産地や有識者への意見聴取を確保しつつ、パブリック・コメントと機能が重複する公聴会制度を廃止（輸出検疫及び国内検疫でも同様に措置）。
- 輸入検査を、海空港に加えて内陸部でも行うことができるよう措置。
- 輸入検査で発見された病害虫等の輸入禁止品を試験研究に利用できるよう措置。

11-2. 植物防疫制度に関する現状・課題と改正内容

現状・課題：

侵入した病害虫のまん延防止の強化が必要

- 温暖化等の気候変動等による諸外国からの病害虫の飛来の増加に伴い、侵入リスクが増加。



- こうした中、国内に存在しない病害虫が侵入した場合には、早期発見と早期防除が何よりも重要であるが、以下のような課題がある。

- ・ 現在、侵入病害虫の早期発見のために予算事業で実施している調査については、調査対象等の設定が都道府県に委ねられ、全国斉一的な調査となっていない。
- ・ 防除方法が確立されていても、緊急防除開始前に30日間の事前周知期間が必要であり、迅速に緊急防除を実施できない。
- ・ 上記の事前周知を実施するといとまがない場合に実施することができる緊急措置命令の対象が、植物等の消毒等に限られており、緊急時に十分な対応ができないおそれ。

改正内容：病害虫が侵入した際の早期発見の調査・迅速な防除の実施

① 侵入調査事業の実施

植物防疫法に侵入調査事業を位置付け、国の制度設計の下、全国斉一的に調査を実施できるよう措置。

② 通報義務

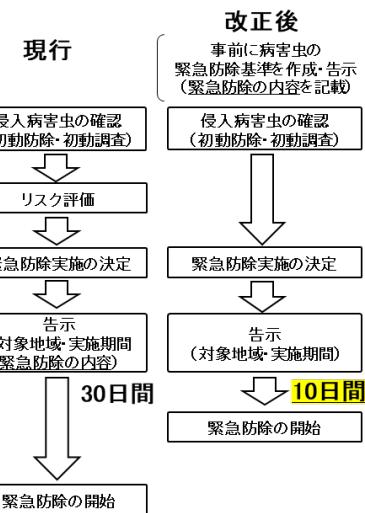
侵入調査事業を補完するため、農業者等が、調査対象の病害虫の国内への侵入等のおそれを認めた場合の通報義務を規定。

③ 緊急防除の迅速化

農林水産大臣が、緊急防除の対象となる病害虫について、防除内容等に係る基準をあらかじめ作成した場合には、緊急防除を行う際の事前周知期間を短縮。

④ 緊急措置命令の拡充

緊急措置命令の内容に、栽培規制、移動規制及び物品、倉庫等の消毒等の措置を追加。



上記のほか、以下の改正事項を措置。

- ・ 都道府県の病害虫防除所の運営費等に充てられる交付金の対象に、侵入調査事業に関する事務を追加。
- ・ 「平成の大合併」の進展を踏まえ、市町村数を含む交付金の算定基礎を見直し。

11－3. 植物防疫制度に関する現状・課題と改正内容

現状・課題：

農薬だけに頼らない防除が必要

- 温暖化等により病害虫の発生地域が拡大し、発生量も増加。農薬のみに依存した防除では限界がある。

- スクリングガイ（ジャヤンボタニシ）の発生地域が33府県まで拡大し、発生量も増加



成貝

卵塊

- 過度に農薬に依存した防除により病害虫の薬剤耐性が発達。農薬のみに依存したのでは、いずれ防除に困難をきたすおそれ。

- 2015年頃からリンゴ黒星病の基幹防除剤であるDMI剤への耐性菌が発生



リンゴ黒星病※
※写真は山形県HPより引用

- 「みどりの食料システム戦略」（2021年5月）において「2050年までに化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減」の目標を設定。農薬だけに頼らない総合的な防除の確立・普及が重要。

（リスク換算とは、毒性の低い農薬に切り替えた場合、使用量を低く換算し、より毒性の低い農薬に誘導する考え方）

改正内容：「総合防除」を推進する仕組みの構築

- 化学農薬のみに依存しない、発生予防を中心とした「総合防除」を推進する仕組みの構築

① 「総合防除」の考え方

- 従来のような発生後の防除のみならず、病害虫の性質に応じた予防策を平時から導入し、発生しにくい生産条件を整備する。

病害虫	性質	予防策の内容
ジャヤンボタニシ	耐寒性が低い	冬期の耕うん・水路の泥上げ等
リンゴ黒星病	被害落葉で越冬	春先の越冬落葉のば場外への持ち出し等

② 「総合防除」を推進するための基本指針、計画の策定

- 指定有害動植物の防除に関し、農林水産大臣が基本指針を、都道府県知事が基本指針を踏まえた計画を定める。
- また、都道府県知事は、当該計画において、農業者が遵守すべき事項を定めることができるよう措置。

項目	作成者	内容
基本指針	農林水産大臣	総合的な防除を推進するための基本的な指針
計画	都道府県知事	地域の実情に応じた総合的な防除の実施に関する計画（農業者が遵守すべき事項を定めることができる）

③ ②の遵守事項を踏まえた防除指導、勧告、命令

- 都道府県知事は、遵守事項を定めた場合、農業者に対し、遵守事項に即した必要な助言・指導を行うとともに、遵守事項に即した防除が行われず、農作物に重大な損害を与えるおそれのある場合に、必要に応じ、農業者に対し勧告・命令を行うことができるよう措置。

上記のほか、以下の改正事項を措置。

- 総合防除の対象にできるよう、指定有害動植物の対象に、現在、国内における分布が局地的でないものに加え、分布が局地的でなくなるおそれがあるものも追加。

11－4. 植物防疫制度に関する現状・課題と改正内容

現状・課題：輸出検査ニーズの増大

- 植物の輸出に当たっては、輸出先国の要求に応じ、病害虫の付着がないこと等を証明するための輸出検査を行う必要。
- 現在、輸出検査は植物防疫官が実施しているが、近年、輸出植物の検査業務が増加している中、検査の要請に迅速に対応することが難しくなってきてている。
- 「食料・農業・農村基本計画」（2021年3月）において、「2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする」目標を設定。輸出検査ニーズの増大に的確に対応していくことが重要。

農林水産物・食品の輸出額の推移（目標含む）

	2012年	2019年	2025年 (目標)	2030年 (目標)
金額（億円）	4,479	9,121	20,459	50,151

約5.5倍

改正内容：的確な輸出検疫体制を整備

○ 輸出検査における第三者機関の活用

- 國際基準を踏まえ、現在、植物防疫官のみが行うことができる輸出検査の一部を、農林水産大臣の登録を受けた者（第三者機関）も実施できるよう措置。

輸出検疫の流れのイメージ

【輸入国が要求する検査の実施】

- 栽培地検査
- PCR等の精密検査
- 消毒実施の確認
- 目視検査 等



今後

検査の一部について、
第三者機関が実施することも可能

植物防疫官による
植物検疫証明書の発給